

○総務省令第四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

総務大臣 片山 善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（政令附則第三十二条第二項の総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この条において同じ。）

の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号におい

て同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二條の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壞した自動車が被災

自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて当該自動車が増失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。

）が、法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同号イに規定する従前所有者等（次号及び次項に

において「従前所有者等」という。）から法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地（以下この項、次項及び第十一項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第三十三条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者（以下次項までにおいて「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第三十三条第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第三十三条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災

災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

- 3 政令附則第三十三条第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するため独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

- 4 法附則第五十六条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地（以下第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

- 二 被災共用土地が法附則第五十六条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この号、次項及び第八項において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（次項、第八項及び第九項におい

て「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてそ	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

の全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項にお

- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 当該被災共用土地の面積
- D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

て「特例対象者」とい
う。）で平成二十四年
度から平成三十三年
度までの各年度に係る賦
課期日において当該被
災共用土地の面積にそ
の者の当該被災共用土
地に係る共有持分（平
成二十三年三月十一日
以後にその者が取得し
た当該被災共用土地に
係る共有持分を除く。
以下イにおいて同じ。

）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項までにおいて同じ。

）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条

第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規

定により相続人等から
特定共有持分を取得し
た相続人等を含む。以
下この項において「相
続人等」という。）で
平成二十四年度から平
成三十三年度までの各
年度に係る賦課期日に
おいて当該被災共用土
地の面積にその者の当
該被災共用土地に係る
特定共有持分の割合（
当該相続人等に係る特

例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を

<p>有しているもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者 イ 特例対象者で平成二 十四年度から平成三十 三年度までの各年度に 係る賦課期日において 当該被災共用土地の面 積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（平成二十三年三月 十一日以後にその者が 取得した当該被災共用</p>	<p>ㄱ $(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L \} \times (1/G)$ ロ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$ J < E × (F + H) である場合にあつてはㄱの算式を用い、J ≧ E × (F + H) である場合にあつてはロの算式を用いる。 (算式の符号)</p>

<p>土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共</p>	<p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。)</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p>
---	---

<p>有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下Iにおいて「専有部分の従前所</p>
---	--

	<p>有者」という。) がそれぞれ所有していた専有部分の数 (2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。) を合算したものを</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>ア 平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地</p>

<p>分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>イ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>に係る固定資産税の額を合算したものに係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>Ｃ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>Ｄ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
--	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「

併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例

対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分(以下この項において「特例適用共有持分」という。)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等(同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等(以下次項までにおいて「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。)の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積

が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

κ 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同表の第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

8 第五項から第七項までの規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第五十六条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の 第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標	

		<p>準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の 第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p>	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有者の床面積の十倍の面積</p>
	$\left(\frac{1}{A} \right) \times \left\{ B \times \left((C + (2000 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times \left((E \times G - C) \right) \right) \right. \\ \left. \div \left((E \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I) \right) \right\} + K \times \left((E \times G - C - (2000 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \right. \\ \left. \times \left((E \times G - C) \right) \right) \div \left((E \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I) \right) \left. \right\} \times \left(\frac{1}{G} \right)$	$\left(\frac{1}{A} \right) \times \left[\left\{ B \times \left((C + (2000 \text{ 平方メートル} \times D - M \times F)) \times \left((M \times G - C) \right) \right) \right. \right. \\ \left. \div \left((M \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I) \right) \right\} + K \times \left((M \times G - C - (2000 \text{ 平方メートル} \times D - M \times F)) \right. \right. \\ \left. \left. \times \left((M \times G - C) \right) \right) \right] \div \left((M \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I) \right) \left. \right\} \times \left(\frac{1}{G} \right) + N \times \left((E - M) \right) \div \left(O \right) \left. \right]$

	$(1/A) \times ((B \times E) / J)$	$(1/A) \times ((B \times M) / J) + N$ $\times ((E - M) / O)$
	$E \times (F + H)$	$M \times (F + H)$
	L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積	L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家

屋の床面積の十倍の面積

9 法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用について

は、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項各号列 記以外の部分	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項第一号	<p>附則第五十六条第三項</p> <p>被災共用土地</p> <p>同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）</p>	<p>附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項</p> <p>仮換地等</p> <p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第</p>

	第四項第二号		第五項の表以	外の部分	
	被災共用土地	附則第五十六条第一項	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る持分の割合
一項	仮換地等	附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項	仮換地等の面積	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
				附則第五十六条第三項	同条第三項
					同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項

		被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地納税義務者	被災共用土地納税義務者	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地に係る一般住宅用地	被災共用土地に係る一般住宅用地	被災共用土地に係る共有持分
		被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分

第五項の表の

第三号

第八項の表の 第五項の表の 第一号の項	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
第八項の表の 第五項の表の 第二号の項	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
第八項の表の 第五項の表の 第二号の項	被災共用土地に係る非住宅用地	仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
第八項の表の 第五項の表の 第二号の項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	仮換地等に係る一般住宅用地

第八項の表の 第六項の項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

10 政令附則第三十三条第十五項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十四項第一号に規定する被災家屋をいう。次項において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十五項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第三十三条第二十項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該

各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地及び当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地及び代替土地の所在地並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ 被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第十一項第一

号に掲げる者が有していた当該被災住宅用地に係る持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に
応ずる代替土地の面積）を証する書類

二 政令附則第三十三条第十一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第十一項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十一項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所

の所在地、当該被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第十四項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十四項第二号から第四号まで又は同条第十七項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災

償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十四条第三項の総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務

所の所在地、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車がある場合にはその台数、車両番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、滅失し、若しくは損壊した自動車が被災自動車であることについて当該自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の

所在地若しくは当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。

）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車をいう。以下この項にお

いて同じ。)の所有者(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等(以下この項において「申請二輪自動車等」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合にあつては、道路運送車両法第七十二条の三に規定する

二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

- 三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合にあつては、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類
- 四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該

当する旨を証する書類

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号

及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

三 政令附則第三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該

当する旨を証する書類

附 則

この省令は、公布の日から施行する。